

若者採用の専門家派遣と 補助金最大60万円を 活用して貴社の採用力を 強化しませんか？

5社
追加募集

〇県が行う2つの支援について
※2つとも支援を受ける必要があります。

①人事・採用の専門家派遣 による伴走型支援(無料)

- ・令和8年11月～令和9年1月の間に2回支援
- ・人事・採用の専門家：
株式会社akeru
大連達揮氏または長谷川航平氏

②ふくい採用力強化補助金 (詳細は裏面参照)

- ・対象経費：採用力強化に繋がる自社内における初めての取組みにかかる費用
- ・補助率：1/3
- ・補助上限額：60万円/社

支援企業への応募方法

- ・県ホームページから申込書(ワードファイル)をダウンロードのうえ、必要事項を記入し、以下のメールアドレスに送信してください。
- ・提出先メールアドレス：rousei@pref.fukui.lg.jp

申込締切 令和8年11月13日(金)17時必着

※受付後、審査を経て「支援企業」を選定いたします(5社程度予定)。

※県ホームページURL(申込様式や詳細はこちらから)

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/kigyoushien/r8saiyouryoku_tuika.html



○応募の要件

下記要件のすべてを満たす事業者とする。

補助対象者は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 福井県内に本社機能を有する事業者であること。
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定される中小企業者もしくは小規模企業者、従業員数等を考慮し、中小企業者もしくは小規模企業者に準ずると認められるその他の事業者または、知事が特別の事情を認める事業者であること。
- (3) 以下のいずれかの要件を満たしていること。
 - ・「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトから宣言の登録を行い、登録企業リストに掲載されていること。
 - ・福井県労働政策課の募集する「社員ファースト企業宣言」において、「賃金の引き上げ」を含む取組みの宣言の登録を行っていること。
 - ・福井県女性活躍課が募集する「ふくい女性活躍推進企業」に登録されていること。もしくは、「ふくい女性活躍推進企業」の登録申請中であり、かつ、実績報告時まで「ふくい女性活躍推進企業」に登録されていること。
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人もしくは暴力団または暴力団員の統制下である法人でないこと。
- (5) 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止期間中に該当しないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (7) 県税の全税目に滞納がないこと。
- (8) 労働関係法規等の法令に違反していないこと。
- (9) 国または地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給(偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、または受けようとする。)をした事業主でないこと。
- (10) ふくい採用力強化補助金の支給対象となる事業について、同一年度内に国または他の地方公共団体等が所管する同様の目的の補助金等を受給しておらず、かつ受給する見込みがないこと。

○補助金について

対象経費例 ※	補助率・ 補助限度額	補助期間
採用力の強化に資する独自の取組みにかかる経費 ア 採用にかかる媒体の製作費等 (パンフレット、チラシ、プレゼン資料等作成、採用に関するホームページ、SNS、PR動画等の制作・改修) イ 企業説明会(ウェブ活用型も含む)等の実施に係る経費 (参加費、会場使用料、ブース装飾品の作製費、システム利用に係る基本契約料、管理料等) ウ オンライン採用に係る経費 エ 採用担当者等が受講する採用力強化に資する研修に要する経費 オ インターンシップ等の採用企画の設計・開催等にかかる経費	1/3 60万円	交付決定の日から 令和9年 3月31日 まで

- ※ 対象経費については、**自社内で初めて行う取組みであり、補助金申請時点において、申込や支払等の着手を行っておらず、成果物の完成および支払が令和9年3月31日までに完了するもの**に限ります。
- ※ 採用活動に直接用いないもの(一般的な企業PRのための経費、自社ロゴやユニフォームのデザイン製作費など)および販促物(ノバルティ)等、学生・求職者等へ個別配付するものは対象外とします。